

資料 1

保谷こもれびホール施設使用料について

1 施設概要

住 所 : 西東京市中町一丁目5番1号
 開館年月日 : 平成10年5月3日
 敷地面積 : 24,271 m²
 延床面積 : 6,434 m²
 建物構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造(地下1階・地上4階)
 利用時間 : 午前9時から午後10時まで
 休館日 : 基本5、8、11、12月の第2月曜日及び、年末・年始(12月29日～1月3日)

2 施設内容・設備

施設名	座席数・定員	広さ	説明
メインホール (1階)	662席(固定席) ※車椅子席4席を含む	「舞台」 間口15メートル 奥行14メートル 高さ9メートル	固定観客席の鑑賞ホール コンサート、ダンス、歌、劇、講演会、スクリーンを使った映画鑑賞会など、さまざまな演目に対応できる。
小ホール (3階)	250席 (電動可動式床)	「舞台」 間口11メートル 奥行5メートル 高さ11メートル	小規模なコンサート、ダンス、歌、劇などの公演、講演会、集会などに使用。 その他、電動可動式床により、座席を収納してフラットな状態で、ダンスや立食パーティーなどにも対応可能。
リハーサル室 (1階)		217平方メートル	メインホールの舞台と同じ広さになっており、本番を想定したリハーサルを行うことができる。 また、大きな壁面鏡やピアノが設置された防音設備の部屋で、ダンスのレッスンや楽器演奏の練習も可能。
音楽練習室 (3階)		100平方メートル	音響に配慮した建材を使用し、入念なリハーサル、または普段の音楽レッスンに使用可能
会議室 (1階)	定員14名	43平方メートル	各種会議用

3 施設ごとの使用料金

時間区分		午前 (午前9時～ 正午)	午後 (午後1時～ 5時)	夜間 (午後6時～ 10時)	全日 (午前9時～ 午後10時)
メイン ホール	平日	22,000円	30,000円	37,000円	74,000円
	土曜日	30,000円	40,000円	50,000円	100,000円
	日曜日・ 休日	30,000円	40,000円	45,000円	90,000円
小ホー ル	平日	9,000円	12,000円	15,000円	30,000円
	土曜日	12,000円	16,000円	20,000円	40,000円
	日曜日・ 休日	12,000円	16,000円	18,000円	36,000円
リハーサル室		3,000円	4,000円	5,000円	10,000円

音楽練習室	1,500円	2,000円	2,500円	5,000円
会議室	700円	1,000円	1,200円	2,400円
楽屋（1室につき）	150円	200円	250円	500円

※「日曜日・休日」の翌日が休日の場合は、「土曜日」の料金を適用

※利用者が入場料、またはそれに類したものを徴収する場合は、上記の基本使用料の他に入場料に応じた割増料金を加算

4 施設利用状況（令和元年度）

施設名	利用可能日数（日）	利用可能区分数（区分）	利用件数（件）	利用区分数（区分）	利用人数（人）	利用率（%）
メインホール	282	842	265	608	73,370	72.2
小ホール	310	920	324	562	35,350	61.1
リハーサル室	324	967	518	738	19,610	76.3
音楽練習室	326	969	541	682	7,382	70.4
会議室	326	976	314	463	3,383	47.4

※利用率 = 利用区分数 ÷ 利用可能区分数 × 100

※利用率は、小数点以下2位を四捨五入

5 使用料設定の考え方について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」に基づき、使用料の算定を行い、受益者負担の適正化を図るものである。

保谷こもればホールにかかる適正な受益者負担割合は以下のとおり分類される。

施設名	受益者負担割合の区分		受益者負担割合
メインホール	①	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	50%
小ホール	①	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	50%
リハーサル室	①	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	50%
音楽練習室	④	民間事業者によるサービス提供が少なく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	70%
会議室	⑤	民間事業者によるサービス提供が少なく、市民が多様な目的で利用できるサービス	50%
メインホール 楽屋	①	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	50%
小ホール楽屋	①	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	50%

資料2「令和2年度（令和元年度決算）保谷こもればホール使用料原価計算書」のとおり原価計算を行い、各施設使用料の1時間当たり原価は、資料3「保谷こもればホール施設使用料算出表」のとおり算出された。

6 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較

資料4のとおり、市内施設及び近隣自治体の類似施設の料金設定について、利用区分あたりの使用料を比較した。

すべての施設について、市内類似施設（コール田無）及び近隣自治体と比較して、同水準もしくは低廉な料金設定となっている。

7 検証の結果

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、施設ごとの受益者負担割合の区分に基づく適正価格を算出した結果、小ホールの現行の使用料は、原価計算結果に基づく適正な受益者負担割合よりもやや高めに設定されていることがわかった。しかし、市内類似施設及び近隣自治体の類似施設の使用料について検証を行った結果、同水準もしくは低廉な料金設定となっている。

以上のことから、保谷こもれびホールの施設使用料については現行の使用料を据え置くことが妥当と考える。